

令和3年第4回
笠間市議会定例会会議録 第5号

令和3年12月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	2番	安見貴志君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小菌江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	中村公彦君
政策推進監	北野高史君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君
子ども福祉課長	町田健一君
子ども福祉課長補佐	武井知子君
健康増進課長	小澤宝二君
感染症対策室長	佐伯優子君
健康増進課長補佐	菅谷清二君
環境保全課長	小里貴樹君
環境保全課長補佐	大内光広君
環境保全課長補佐	柏崎泉君
総務課長	橋本祐一君
総務課長補佐	鶴田宏之君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第5号

令和3年12月13日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（石松俊雄君） 定刻となりました。皆さんおはようございます。

報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について報告申し上げます。

本日の日程は、議事日程第5号のとおりといたします。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番林田美代子君、8番田村泰之君を指名します。

一般質問

○議長（石松俊雄君） 日程第2、一般質問に入ります。

一般質問は、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式のどちらかからの選択となっております。質問は、項目ごとに完結をし、その後、次の項目に入っていただくようお願いいたします。発言時間は、一問一答方式は質問・答弁合わせて60分以内です。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは「反問します」

と宣言をして、必ず議長の許可を得て発言するようにしてください。議員、執行部とも、分かりやすい質問、答弁に努めていただくようお願いをいたします。

それでは、5番益子康子君の発言を許可いたします。

〔5番 益子康子君登壇〕

○5番（益子康子君） 5番、政研会の益子康子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問してまいります。

大項目は、二つです。

大項目1、子ども家庭総合支援拠点について。

令和元年第2回定例会において、私は、虐待について質問させていただいております。その答弁の中に、令和3年に要保護児童対策事業の拡充を行い、必要な専門職を配置し、設置に向けた準備を進める方向、そういったお答えをいただきました。それが今回質問させていただき、子ども家庭総合支援拠点です。時代に即した最も適切な方策として出されたものです。

笠間市は、これまでも様々な機関が連携し、きめ細かく虐待対応してまいりました。一つのケースについて5年、10年間と継続して対応していることも数多いのです。数回の相談対応や、まして保護者の指導、そういうことで安心できるケースなどはありません。虐待においては解決できたなどと言えるのは、ほぼないと言っても過言ではありません。その親子や家族の伴走者として寄り添い続けることが、家族の孤立を防ぎ、防止につながるのだと、長年相談業務に携わらせていただいていたことであります。

今回の質問は、厚生労働省より出された、子ども家庭総合支援拠点とはどのようなものなのか質問してまいります。

小項目1、子ども家庭総合支援拠点の設置経緯と設置運営基準について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 5番益子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、子ども家庭総合支援拠点の設置の経緯ですが、児童福祉法の一部改正に伴い、国では、平成30年12月に策定した児童虐待防止対策体制総合強化プランにより、令和4年度末までに全国の市町村に子ども家庭総合支援拠点の設置を目指すことが示され、笠間市におきましては、1年前倒しの令和3年4月に設置し、児童虐待等の未然防止に努めているところでございます。

次に、設置運営基準ですが、国の運営要綱に基づき、設置形態が市の児童人口規模に応じ、小規模A型、B型、C型、中規模型、大規模型の五つの形態に分かれ、笠間市の場合は小規模B型に該当いたします。また、小規模B型の人員配置は、子ども家庭支援員を常時2名、虐待対応専門員を常時1名の計3名の有資格職員の配置が必要となり、現在、保健師1名、社会福祉士2名の職員を配置して対応しているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） 児童人口の規模により、笠間市は小規模B型、そういうことで、専門的業務に携わる有資格者が、これまでよりも1人多く配置されたということです。私も市町村子ども家庭総合支援拠点運営指針を読んでみまして、本当に具体的に示されていると感じました。そして、在宅支援の強化が図られているのかなという感じがいたしました。

小項目2、コロナ禍における直近3年間の国、県の児童虐待相談対応件数の総数と、市の児童虐待種類別対応件数について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 初めに、国県の児童虐待相談対応件数の総数、直近3年分を申し上げます。

まず、国が公表している児童虐待相談対応件数は、平成30年度が15万9,850件、令和元年度が19万3,780件、令和2年度が20万5,029件です。

次に、県が公表している児童虐待相談対応件数は、平成30年度が2,687件、令和元年度が3,181件、令和2年度が3,478件です。

笠間市の児童虐待種類別対応ですが、実人数でお答えをさせていただきます。

平成30年度の実人数は、年間42人で、種類別では、身体的虐待が18人、心理的虐待が12人、性的虐待が1人、ネグレクトが11人です。

令和元年度の実人数は年間41人で、種類別では身体的虐待が19人、心理的虐待が14人、性的虐待が1人、ネグレクトが7人です。

令和2年度の実人数は年間48人で、種類別では身体的虐待が15人、心理的虐待が21人、性的虐待がゼロ、ネグレクトが12人でございました。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） ありがとうございます。

12月8日の読売新聞に「県内児童虐待相談過去最多」という記事が載っておりました。厚生労働省においては、虐待件数の増加とコロナ禍の関連は、現時点では明確ではないと分析しております。しかしながら、家族が一緒に家で過ごす時間が長くなれば、お互いストレスになり、虐待リスクも高まります。また、保護者のリストラ、収入減、これらも虐待のリスクを高めていると思われれます。また、記事の中においては、コロナ禍ということで、家庭訪問をしても玄関で拒否されることも多く、安否確認が難しいとのことですが、それでも諦めずにやっているとのことでした。

虐待というのは、いつ、どこでも起き得るものです。しかし、犠牲者も加害者も、やはり出してはなりません。

小項目3に移ります。

市における子どもの相談対応窓口3か所の場所と、事業内容についてお伺いいたします。

加えて、誰が対応してくれるのか、その辺のところもお答えいただければと思います。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○5番（益子康子君） ごめんなさい、失礼しました。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） 失礼します。最初に、子育て世代包括支援センター「みらい」についてお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 初めに、子育て世代包括支援センター「みらい」ですが、平成27年3月に設置いたしまして、これから子育てを始める方のための窓口として、現在、地域医療センターかさま内、保健センター、子育て支援グループにおいて事業を行っております。主な事業内容は、保健師による全妊産婦に対する産前産後の電話支援や、支援を要する妊産婦への電話や、家庭訪問による個別サポートを対応しているほか、助産師等が個別相談、産後の心身の不調や育児の不安を抱える母親に対する産後ケアなどを行っております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） 子育て世代包括センター「みらい」、これから子育てを始める方の総合的な窓口と言っていていいかと思います。子育ての不安に対し支援をしてもらうことは、大きな安心となり、母親の心身の安定につながります。ここでのつながりが、その後の親子と保健師、栄養士などの公的機関との信頼関係を築く第一歩と考えます。その後、いろいろな問題が発生したとき、ここでの関係性がうまくできていれば、関わりがその後も、うまく持てるのだと思われまます。

子育てには、近くに支援者のいる家庭ばかりではなく、孤立した子育ても、経済的に逼迫している家庭での子育ても、また、精神障害のある親の子育てなど様々そういった形態です。あってはならないことですが、子どもの虐待死の半数近くがゼロ歳児ということでもありますので、重要なセンターであると認識いたします。

次に、二つ目、こども育成支援センターについてお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） こども育成支援センターですが、笠間市地域福祉センターB館内において、令和2年4月から一つの課として事業を行っております。

事業内容は、成長や発達が気になるゼロ歳から18歳までのお子さんや、その保護者に対して相談や支援を行っております。

相談支援事業といたしましては、電話等による相談のほか、幼児施設や小中義務教育学校、高等学校への巡回相談、就学前の発達相談や教育相談、子どもの特性を把握するための知能検査や検査の結果に応じた指導者への助言等を行っております。

育成支援事業といたしましては、児童発達支援事業所「まろん」として児童発達支援事

業や保育所等の訪問支援事業等を実施し、さらに、小集団や個別での指導を行う教室等の運営のほか、地域の支援向上のため、講演会や研修会等も開催しております。

主に従事する専門職といたしましては、公認心理士、臨床心理士、臨床発達心理士、保育士、保健師、小中学校教諭、特別支援学校教諭等の資格を有した者が行っております。そして、こども育成支援センターには、基幹相談支援センターも一緒にありまして、同センター内に社会福祉士が従事して、障害者の相談や支援を行う基幹相談支援センター、それから、小中学校教諭や学校教諭等の資格を有する職員が不登校児の支援を行う教育支援室もあり、多方面との連携の下、一体的な事業を展開しております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） こども育成支援センターは、スタートが令和2年ということで、コロナ禍の最中に、本当にスタートした支援機関です。保健関係、福祉関係、教育関係と、人材と機能を集約した充実した機関だと思われれます。コロナ禍の制約が緩和され、ますます活躍してほしいと思っております。

では、三つ目、子ども家庭総合支援拠点についてお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 子ども家庭総合支援拠点ですが、本庁舎内、子ども福祉課内において、令和3年4月から設置しております。主な事業内容は、子どもがいる家庭への支援、要支援、要保護児童や特定妊婦等への支援、関係機関との連携調整、児童相談所への送致や一時保護、施設入所解除後の支援、里親養子縁組家庭への支援を行っております。そのほか、家庭児童相談室も一体となり、家庭、子育ての悩みなど幅広く相談を受け、保育士及び社会福祉士が対応を行っております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

ちょっとお待ちください。すみません、答弁者はちゃんとしていただけますか。申し訳ありませんが、よろしくお願ひします。

○保健福祉部長（下条かをる君） すみません、訂正をさせていただきます。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） すみません、「保健師及び社会福祉士」で対応しております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） そうですね。子ども関連の窓口、今お答えいただきました窓口は大きく三つに集約されております。その3か所になっているメリット、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 3機関の窓口があるというメリットといたしましては、支援を要する子どもや、その家庭の相談内容に応じまして、それぞれが持つ専門性により

特化した助言ですとか、支援が早期に対応できることだと思っております。

子育て世代包括支援センター「みらい」では、まず、母子健康手帳交付時に、これから子育てを始める方に子育て応援プランを提案し、大切な妊娠期、それから出産期を安心して過ごせるようにサポートするとともに、子育ての総合案内窓口として必要なサービスにつないで、切れ目のない支援を行っております。

こども育成支援センターでは、既存の部屋を目的に応じ、改修、活用しながら、成長や発達の気になるお子さんの個々の状況に応じたきめ細かい相談、対応、支援ができるようになりました。以前は、児童相談所で受けることが多かった心理検査や、ペアレントトレーニングも、当センターで対応できるようになりました。

子ども家庭総合支援拠点では、本庁舎の子ども福祉課に設置していることから、教育委員会ですとか関係機関、それから保育施設との情報連携が円滑にできまして、児童虐待のリスクや養育に課題がある家庭に対して早期に対応ができるほか、家庭児童相談員も含め、長中期的に寄り添った支援を行っております。場所はそれぞれに異なりますが、一体となって子育て支援が強化できていると認識しております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） 三つがそれぞれに協力し合って対応しているということです。今後ともそういった協力は続けていってほしいと思います。

小項目4、子ども家庭総合支援拠点が設置され、8か月が経過いたしました。現状についてお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 子ども家庭総合支援拠点の現状ですが、まず、子ども家庭総合支援拠点の役割や対応方針を市民や民生委員、小中学校、保育園等の関係機関にチラシの配付や訪問しての説明など周知活動を行い、併せて相談しやすい環境、雰囲気づくりも行いました。これにより、関係機関との連携機会が増え、相談につながらずにいた案件を積極的に対応できるようになったほか、市役所に来所した際の子育て世代の相談対応や電話での相談対応も増加している状況です。また、今年度は、虐待への気づき、対応フォロー等の共通理解と迅速な連携ができるよう、市民や関係機関に向け、児童虐待対応マニュアルを作成し、情報連携を行っております。

今後は、未就園児や中学校卒業後の児童に対し、積極的に状況把握を行い、切れ目のない支援体制を強化するほか、希望する家庭には家庭訪問等も重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） 子ども福祉課の中にあります子ども総合支援拠点には、本当にたくさんの方が集まっています。そして、ここでは、公的資源のみならず社会資源など、活用方法の知識も多く持っております。様々な機関との連携ができる拠点でもあります。今後

とも、役割を十分に発揮していただきたいと思います。

少ない人数でますます増えていく相談件数に対応するのは、なかなか大変です。職員の増加などの問題は後の課題として残ると思いますが、これまで以上に相談しやすい環境をつくり、孤立させない居場所づくりなどの対応をお願いして、大項目1を終わりといたします。

大項目2、若年がん患者在宅支援について。

笠間市在住の一市民から、朝日新聞の記事を渡されました。今年9月28日から10月18日までの3週間にわたり掲載された「患者を生きる」というタイトルのものでした。記事内容は、横浜市に住んでいた32歳の女性がスキルス胃がんと分かり、僅か3か月という短い期間のうちに亡くなってしまったというものです。しかし、3か月の闘病中の2か月間は、本人の強い希望と家族の希望もあり、双子の幼い子どもたちや夫と在宅で過ごし、いつもの日常の中で死を受け入れていったということです。当然、残念な思いもあったことだと思いますが、子どもたちと濃密な時間を過ごし、たくさんのものを残すことができたということでした。

在宅ターミナルケアには、様々な支援が必要なはずですが、この方は横浜市に住んでいたため、在宅ターミナルケア支援助成、これを受けることができました。では、ほかの市町村に住んでいたらどうなのか、もちろん病院を選択される方もいらっしゃいます。在宅を希望される方、ケースは様々ですが、在宅を希望されたとき、やはり経済的な心配は最小限にしていくべきと考えます。

指定難病には入らないがん患者の在宅ターミナルケア支援制度は、40歳以上なら介護保険法による居宅サービスがあります。19歳まで延長可能な18歳未満なら小児慢性特定疾病医療費助成というものがあります。では、20歳から39歳までのがん患者で在宅ターミナルケアを受けるに当たり、公的支援はどうなっているのか、この年代についてもやはり抜け落ちないでいただきたい、そんな思いで質問させていただきます。

小項目1、若年がん患者在宅支援の現状について、お伺いいたします。在宅支援にはどのようなものがあるのか、何が必要かなど、併せてお願いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 若年がん患者の在宅支援の現状でございますが、がんの罹患者は年々増加し、病状により療養状況も様々ですが、在宅におけるターミナルケアにおいては、いつ急変するか分からないこともあり、患者ばかりでなく、その御家族の肉体的、精神的、経済的負担は大きいものと認識しております。

在宅療養を希望されている方で、小児慢性特定疾病医療費助成制度は20歳未満、介護保険制度では認定条件はございますが、40歳から64歳までの方が第2号被保険者として福祉用具等のサービスを受けることができますが、御質問の若年患者につきましては、その間となる20歳以上から39歳以下であり、在宅を希望される方の支援は、医療保険における訪

問診療ですとか、訪問看護等となっておりまして、生活支援のサービスは含まれていない状況となっております。

また、当市におきましては、通院できない状況で、口腔ケア、治療を希望される場合は、在宅訪問歯科事業を利用することができます。在宅の療養につきましては、専門的な治療を受けられる環境整備ですとか、それから、経済的支援、精神的支援が必要となりますので、サポートできる体制が重要であるとは認識しております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） そうですね、20歳から39歳、やはり一番働き盛りであるし、この時代、この年代は蓄えもそんなにない時代なので、でも笠間市単独の事業ということもあるとお聞きしまして、整備に向かっている面もあるのかなと感じました。

では、小項目2に移ります。

がん患者の在宅支援の現状で把握していることについて、お伺いいたします。あと、アピランスケアというものがあります。アピランス、外見の変化を補完し、病による外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアです。例えば、ウィッグや補正下着などです。それは精神面を支える、重要で欠かせないものです。併せてお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） がん患者の在宅支援、全てが把握できているところではございませんが、現状で把握しているところについて説明させていただきます。

市が把握しております状況といたしましては、市の介護保険2号被保険者で認定されている方は5名で、そのうち3名の方が訪問看護や福祉用具貸与等の介護保険でのサービスを利用されております。20歳から39歳の方で、市内の訪問看護を医療保険診療で利用されている方は2名となっております。

がん患者の方の治療に関しましては、治療を実施している拠点病院に各がん診療連携病院及び地域がん診療病院で各相談を実施し、各機関へ連携しサポートしている状況でございます。特に、若年のがん患者におきましては、各病院のがん相談支援センターで、治療と仕事の両立を図る就労支援の相談や、県の事業とはなりますが、保険適用とならない医療用ウィッグ購入等の費用の助成をする社会参加サポート事業のニーズが高いようです。社会参加サポート事業の笠間市からの申請実績は、令和2年度は18件、令和3年9月現在で6件と聞いております。

また、茨城県の事業となりますが、がん患者及びその家族からの治療への不安などの相談窓口として、看護協会内にみんなのがん相談室がございまして、笠間市の方も利用されております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） 小項目3、茨城県の若年がん患者在宅支援助成制度について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 茨城県の若年がん患者在宅支援助成制度等についてですが、一つは、福祉用具の購入やレンタル費用の補助制度がございます。対象は、申請時点において茨城県に住所を有する20歳以上39歳以下の方で、住み慣れた生活の場で安心して暮らせるよう、必要な福祉用具を支援するものとなっております。

補助の対象となる経費は、車椅子、車椅子附属品、特殊寝台など17品目で、補助率、補助額は経費の2分の1、最大2万円、1人1回の補助となっております。

また、小児、AYA世代、このAYA世代は15歳から30歳代となりますが、そのがん患者等に対して、がんなどの治療の影響によって、妊孕性（にんようせい）が失われたり、生殖機能が低下することがあるから、治療の前に精子や卵子等を凍結保存することで妊孕性を残す妊孕性温存療法に関する費用助成、妊孕性温存治療助成事業がございます。この対象は、申請時点において、茨城県に住所を有し、妊孕性温存療法における凍結時の年齢が満43歳未満の方で、担当医師により評価、許容された方、そのほか対象条件に該当する方となります。補助率、補助額は治療内容により上限額がございまして、1人2回の補助となっております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） ただいまの答弁で、県についてはお答えいただきまして分かりました。では、県内の市町村についてはどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 茨城県内でがん患者への助成をしている自治体でございますが、ウィッグ、乳房補整具助成につきましては、4自治体が助成を行っております。補助額については、それぞれの自治体で異なっております。福祉用具購入、レンタル費用の助成につきましては、1自治体でございます。妊孕性温存療法助成につきましては、1自治体が行っております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） では、小項目4に移ります。

県内市町村では本当に少ないなという感じがいたしました。では、笠間市の若年がん患者在宅支援制度について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 保健福祉部長下条かをる君。

○保健福祉部長（下条かをる君） 笠間市の若年がん患者在宅支援制度についてでございますが、若年のがん治療については、入院し、積極的な治療を行いながら社会復帰をされている方が多い一方で、病状により在宅療養を希望される方もいるなど、療養に対する選択肢の必要性を感じております。そのことから、在宅療養支援においては、若年がん患者のみではなく、高齢者や療養を支援するその家族の負担を軽減し、安心して暮らせるよう制度内容について検証し、来年度に向けて、支援体制の構築を考えております。

また、市といたしましては、在宅療養支援の体制構築だけでなく、がんに罹患しない予防の施策が重要であると捉え、生活習慣病の啓発や、がんの早期発見、早期治療につながるよう検診の個別受診勧奨や再勧奨、ウェブ予約制の導入など、検診の受診体制を整えながら、引き続き、がん検診の受診率向上も図ってまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君。

○5番（益子康子君） 確かに今答弁いただいたように、検診の重要性は第一で、言うまでもないと思います。しかしながら、少数であっても不幸にもそういった病になってしまったとき、誰一人取り残さない社会を目指しているこの時代です。この隙間というものができないようにしていただきたいと思います。前向きに検討していただき、今後期待していきたいと思います。

そして、こういった支援は、日本のどこに住んでいても受けられるようになる、こういうことを願い、私の質問をこれで終了といたします。ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） 益子康子君の質問が終了いたしました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

午前10時34分休憩

午前10時50分再開

○議長（石松俊雄君） 休憩を取り戻し会議を開きます。

次に、18番大関久義君の発言を許可いたします。

〔18番 大関久義君登壇〕

○18番（大関久義君） 市政会・公明の大関久義です。さきに通告いたしました1、笠間市の環境事業のごみ処理について、2、笠間市の行政区についての2項目について一般質問をいたします。質問は一問一答方式で行いますので、執行部の御答弁、よろしく願います。

まず最初に、大項目1、笠間市の環境事業についてお伺いいたします。

環境事業において、現在、笠間市では、ごみ処理事業や、し尿処理事業が課題となってきたものと思われます。笠間市は、合併をしてから間もなく16年を迎えようとしております。しかしながら、し尿処理事業では、友部、岩間地区が茨城地方広域環境事務組合へ、笠間地区が筑北環境衛生組合へそれぞれに搬入され、処理されており、ごみ事業においても、笠間地区と友部、岩間地区は別となっております。友部、岩間地区のごみは柏井地区にある笠間市環境センターへ、笠間地区では福田地区にあるエコフロンティアかさまへそれぞれ搬入されており、統一されておりません。同じ笠間市民であっても、利活用が違っております。特に、ごみ処理事業においては、それが顕著であると思われます。

今年の令和3年度のごみにかかる塵芥処理費の予算額は、12億2,578万円となっております。塵芥処理費、ごみ処理事業には、多額の費用が充てられております。生活に欠かせ

ない身近な事業である笠間市のごみ処理事業について、以下何点かお伺いいたします。

小項目1、ごみ処理の現状についてお伺いいたします。

現状については、ごみ処理体制やごみの収集日、ごみの持込み、ごみの処理手数料料金などを含めてごみ処理の現状について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 18番大関議員の御質問にお答えいたします。

ごみ処理の現状についてとの御質問でございますが、本市のごみ処理は、合併前からの2処理体制を継続しており、笠間地区はエコフロンティアかさまに処理を委託し、友部、岩間地区は笠間市環境センターで処理をしております。

次に、収集等に関してですが、ごみの分別区分につきましては、笠間地区が16分別、友部、岩間地区が15分別となっております。祝日のごみの収集日につきましては、笠間地区は収集日が祝日の場合、平日に振替、友部、岩間地区は祝日も収集を行っております。

次に、持込みごみに関してですが、ごみ処理施設への持込み受付日は、笠間地区が毎週土曜日、友部、岩間地区が祝日を含む月曜日から金曜日となっております。持込みごみの処理手数料についても、無料区分が、笠間地区は50キログラムまで、友部、岩間地区が100キログラムまでとしており、無料区分を超えた手数料については、10キログラム当たりの単価が異なっている現状にあります。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） ただいま、持込みごみの処理手数料について、最後のほうお答えがありました。エコフロンティアかさままでは50キログラムまで、笠間地区。それと、笠間市環境センター、岩間と友部、これは100キログラムまで無料、そしてまたこの50キログラムを超える、100キログラムを超えるものに対しては、エコフロンティアかさままでは10キログラムで81円、笠間市の環境センターでは100キログラムを超えたもの10キログラムにつき150円。81円と150円との差がついております。そのようなこともあります。

ごみ集積所について、お伺いいたします。笠間地区、友部地区、岩間地区でのごみの集積所の違いはあるのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 集積所について、笠間地区、友部地区、岩間地区での違いでございますが、ペットボトル、白色発泡トレーなどの資源物の収集につきまして、笠間地区が集中集積所で、友部、岩間地区が地域の集積所において収集を行っております。また、集積所の設置方法については、笠間地区、友部、岩間地区ともに可燃ごみ及び不燃ごみの集積所は、集積ボックスなどを設置しているところ、土地の一面にネットをかけて置いてあるところ、また、路上に置かれているところなどがございます。

なお、現在、路上での収集については、合併前から様々な経緯があることから継続して収集をしておりますが、新たな路上からの収集は、現在は認めておりません。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） ごみ集積所の申請について、お伺いいたしたいと思います。どのような取扱いをされているのか、申請について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 新規に集積所を設置しようとする場合は、市役所の窓口において申請を行います。申請の可否については、集積所設置許可の判断基準として、笠間市ごみ集積ボックス設置補助金交付要綱に関わる内規を準用し、判断しております。その中においては、集積所を新設する場合は、10世帯以上であること、通行への支障がないこと、集積所の土地は所有者が承諾していることなどにより判断しております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 10世帯をまとめてこなければ申請は受け付けないというような、今の規定であるということでもあります。

それでは、例えば、連檐（れんたん）している地域は10世帯まとまるかも分からないんですが、最小限の世帯数の申請についてはどうされているのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 先ほど答弁いたしましたとおり、集積所を新設する場合は、10世帯以上の利用として申請をいただいておりますが、集積所の位置、近隣集積所の利用状況などを総合的に勘案しまして、10世帯未満の利用であっても例外的に設置を認めた事例もございます。

なお、現在、判断基準としております10世帯以上については、地域住民の高齢化、そして1世帯当たりの人数減などの理由により、現在見直しを行っているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、集合住宅等についての申請は、現在どのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 集合住宅等の申請については、原則、個人住宅等の申請方法、判断基準と同様になっております。

なお、宅地分譲、アパート建設などの開発事業は、市と事業者等で事前に協議がされており、一定規模以上の開発事業につきましては、専用のごみ集積所の設置を行うこととしております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 分かりました。

それでは、次の質問に入ります。

小項目2、ごみ処理の課題について、お伺いいたします。

集積所についてはお伺いいたしましたが、課題としては、ごみの収集方法や収集日、処理場への持込み受付日、処理手数料等があると思われます。課題について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） ごみ処理の課題について何うとの御質問でございますが、本市のごみ処理に関する課題といたしましては、現在の2処理体制において、一般廃棄物の中間処理に関わる処理費用の負担が二重となっていることや、ごみ処理施設への持込みごみは笠間地区と友部、岩間地区での直接搬入できる曜日が異なっていること、施設ごとに持込みの一般廃棄物処理手数料の設定が異なっていることなどが挙げられます。

また、ごみの排出抑制につながる再資源化の推進や、ごみの減量化に対する市民や事業所の環境に対する意識醸成、笠間地区と友部、岩間地区で異なっております分別区分、排出方法、排出場所、収集頻度や祝日におけるごみの収集日の取扱いなど、それらの違いによる不公平感、そのほかにも今後のごみ処理体制を踏まえた新たにごみ処理施設の計画の検討などが、ごみに関する課題だと考えております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、笠間地区のほうだけにあるという話を聞いておりますが、集中集積所、どのようにされているのか。箇所数を含め、体制、利用方法について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 笠間地区の集中集積所につきましては、資源物を収集する集積所となります。設置数は79か所、設置場所は旧笠間支所などの市有地や、地域交流センターみなみなどの地域交流センター、下市毛会館などの地域の集会所となっております。集中集積所の管理につきましては、地域の集積所の管理と同様に、利用する地域住民の方々に管理をしていただいております。収集する資源物の種類と収集頻度といたしましては、ペットボトル月2回、白色発泡トレ月1回、紙パック月1回などとなっております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 分かりました。

それでは、次の質問に入ります。

小項目3、今後のごみ処理について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 今後のごみ処理について何うとの御質問でございますが、ごみ処理につきましては、笠間地区の処理を委託しているエコフロンティアかさまの埋立て完了による運営終了が、令和7年に見込まれております。また、環境センターにおいては、笠間・水戸環境組合の解散により、笠間地区のごみを受け入れる処理能力が確保でき

たことから、環境センターに笠間地区のごみを集約いたします。なお、分別区分、収集方法などは友部、岩間地区の方法を基本としますが、分別については、プラスチック類も含め、より細やかな分類とし、ごみの資源化、減量化に一層努めてまいります。

今後の環境センターへの集約については、令和4年4月1日より段階的に実施し、さきに答弁いたしました課題解決と併せて、市内全域を統一したごみ処理体制の構築の早期実現を目指してまいります。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 一般廃棄物手数料、分別区分、収集方法等についての今後をお伺いいたします。中でも、処理場持込みの処理手数料については、一番気がかりな部分であります。現状では、笠間地区と友部、岩間地区とでは大幅な違いがあります。今後のごみ処理について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 持込みごみの一般廃棄物処理手数料につきましては、無料区分を廃止するとともに、笠間地区と友部、岩間地区の処理手数料を統一して見直してまいります。分別区分と収集方法につきましては、段階的に友部、岩間地区を基本とした体制に移行し、体制の統一を目指してまいります。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 持込みごみについては無料区分が撤廃し、そして、全て有料になるということであります。

次の質問に入りたいと思います。

小項目4、ごみ処理体制及び改正等について、お伺いいたします。

10月21日の議会全員協議会において報告があったごみ処理体制の統一については、令和4年4月より改正が行われると示されたところであります。ごみ処理体制等の改正について、分別区分、収集方法や処理方法について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） ごみ処理体制及び改正等について伺うとの御質問でございますが、市では、笠間市一般廃棄物処理基本計画に基づき、処理体制の統一及び一般廃棄物処理手数料等の課題について、外部委員で構成するごみ処理検討委員会の最終報告等を踏まえ、検討を進めてまいりました。

改正内容については、本年10月開催の全員協議会で報告させていただいたとおり、令和4年4月1日から、笠間地区の個人、事業所及び許可業者の持込みごみを含めて直接搬入するごみは、環境センターで処理することとし、さらに、令和5年4月1日からは、笠間地区の一般家庭から集積所に搬出された可燃ごみ等につきましても、環境センターで処理を開始し、それにより、市全域の一般廃棄物を集約して処理体制を構築してまいります。

次に、現在課題となっております、持込みごみに関わる一般廃棄物処理手数料について

ですが、ごみの排出抑制、再資源化の推進、ごみ処理に関わる費用負担の公平性、施設周辺の混雑緩和等を目的として、令和4年4月1日から、無料区分の撤廃を含めた改正を行うものでございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、改正に伴う処理経費の増減見込みについて、お伺いいたします。現行の経費と一部統一後の経費については、エコフロンティアかさまにかかる支出がなくなりますが、どのように変わってくるのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 令和4年度は、笠間地区の個人、事業所及び市許可業者の持込みごみを笠間市環境センターで処理することとなりますと、持込み分のエコフロンティアかさまの処理委託料が約8,800万円減額となります。

令和5年度以降は、笠間地区の家庭から集積所に搬出された収集ごみを笠間市環境センターへ搬入することで、委託業者の運搬距離や処理施設の運転時間が延びることなどにより、約1億4,700万円経費が増額となりますが、エコフロンティアかさまへの収集ごみの処理委託料が約1億4,100万円なくなることにより、令和2年度の実績と比較しますと、約8,200万円の減額となります。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） エコフロンティア、1年間だけ経過期間があるということですが、そこで8,800万円の減、その後は8,200万円というお話だったと思うのですが、それでは、改正後のごみの持込みの手数料についてはどのようになるのか、お伺いしたいと思います。家庭系と事業系、二つあると思いますので、併せてお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 令和4年4月1日からの持込みごみの一般廃棄物処理手数料は、無料区分を廃止し、家庭系が10キログラムにつき100円、事業系が10キログラムにつき200円といたします。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 持込みごみ手数料の無料区分がなくなり、家庭系が10キログラムで100円、事業系が倍の200円ということでもあります。持込みごみ処理手数料の無料区分がなくなり、全てが有料となるとのことでもあります。

有料となった場合、歳入の見込みについて、お伺いいたします。同じく、家庭系、事業系ともお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 無料区分を廃止した場合の歳入の見込みですが、年額で家庭系が2,000万円、事業系が約2,000万円の合計約4,000万円の歳入増が見込まれております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 4,000万円が、今後見込まれるということであります。

それでは次に、改正後において、市民にとってのメリットについてどのようなことが想定されるのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 市民にとってのメリットでございますが、令和4年4月1日からは、ごみ処理施設へ直接持ち込める受付日が、笠間地区の家庭系は週1日から週5日に増えます。また、一般廃棄物手数料の持込みごみの無料区分の廃止と料金改定により、全ての市民が排出量に応じた一律の費用負担となり、不公平感が解消されます。個人持込みが減少することにより、処理施設周辺の渋滞など、周辺住民の生活環境への影響も緩和されることが期待されます。

令和5年4月1日からは、笠間地区の集中集積所を廃止することで、全てのごみや資源物を地域の集積所に搬出することができるようになります。また、ごみの収集日につきましては、祝日も収集を行うため、決まった曜日に集積所へ出すことができるようになります。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、デメリットがあるのか、デメリットについてお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） デメリットについてでございますが、令和4年4月1日からは、ごみ処理施設へ直接持ち込む受付日が祝日を含む月曜日から金曜日の平日となるために、笠間地区の受付日であった土曜日の持込みができなくなります。また、一般廃棄物手数料の持込みごみの無料区分の廃止と料金改定により、持込みに関わる個人の費用負担が増えることとなります。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 分かりました。

それでは、次の質問に入ります。

小項目5、新たなごみ処理施設の計画について、お伺いいたします。

広域環境事務組合として、笠間・水戸環境事務組合がごみ処理を広域で行っていたのが、昨年からは、笠間市単独での運営となりました。エコフロンティアかさまの処理量も、先ほどあったように、5年から6年後には限界が来るということでもあります。

そこで、笠間市全体でのごみ処理の統一を図るなどを見据えた新たなごみ処理施設について、今後の計画はどうされるのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 新たなごみ処理施設の計画について伺うとの御質問でござ

ございますが、現在の環境センターは、平成4年の稼働から29年が経過し、老朽化に伴う施設等の修繕に関わる費用負担が深刻化している中で、令和3年1月の全員協議会で説明いたしましたとおり、現在の環境センターに隣接しておりますグラウンドを施設整備地として計画策定を進めており、昨年12月に地元説明会を開催しております。また、今年度は、市がリサイクルの推進に関する目標と処理体制や処理施設の整備などを内容とした、循環型社会形成推進地域計画の策定を行っております。

さらに、来年度から令和6年度にかけては、処理施設の基本計画、用地の測量や地質調査、生活環境影響調査及びPFI等の民間活力導入可能性調査などを実施し、令和7年度から設計及び建設工事に着手してまいりまして、令和10年度に、新たなごみ処理施設が稼働できるように事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、その新施設の予算額と資金計画はどうされるのか、概要について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 新たなごみ処理施設建設の予算につきましては、減量化や資源化を含めた処理計画と、ごみ発生の将来の予測を踏まえまして、令和4年度から行う施設基本設計により、適切な規模や効率的で、なおかつ経済的な施設の建設費を決めてまいりたいと考えております。

また、資金計画については、施設整備に要する費用のうち約3分の1を国からの交付金としまして、全体事業費から交付金を差し引いた事業費の約90%を起債で、残りを一般財源として考えております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 分かりました。

基本計画は平成29年度に策定されておりますが、五、六年後には新たな施設を目指すとのことであります。施設の運営方法などもこれから検討に入るわけでありますが、新しくなった近隣の施設の状況等も参考に、今後のごみ処理施設の建設に生かしていかなければならないと思います。基本的なお考えをお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 新たなごみ処理施設に関する基本的な考え方は、一般廃棄物処理基本計画に現在示しておりますが、平成29年度に策定しました基本計画は、令和4年度に改正を予定しております。次期基本計画では、現在、取組をしております脱炭素社会の実現を目指した地球温暖化対策や廃プラスチックの削減など、リサイクルの削減を強化し、ごみの減量化や発生抑制を目指す考えであり、新たなごみ処理施設の建設計画にも、環境負荷の少ない先進的な技術導入などを調査検討してまいりたいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 分かりました。

それでは、最後にもう一度、ごみ処理体制の統一に伴う今後のスケジュールについて、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） ごみ処理体制の統一については、今後、市民、事業者、許可業者への説明会を実施してまいります。開催時期、開催場所などは、現在検討を進めているところでございます。

令和4年4月1日から、笠間地区の市民、事業者及び市許可業者の持込みごみを笠間市環境センターへ搬入を開始するとともに、無料区分の撤廃を含めた持込みごみに関わる一般廃棄物処理手数料の改正を行います。令和5年4月1日からは、笠間地区の収集ごみについても、笠間市環境センターへの搬入と処理を開始してまいります。これにより、市内全域のごみ処理体制が統一されることとなります。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 分かりました。

それでは、次の質問に入ります。

大項目2、笠間市の行政区について、お伺いいたします。

行政区の在り方については、少子高齢化が急速に進む中で、どの地域でも一番の課題となっております。区の役員、区長のなり手が見つからないとか、行政区から脱会されてしまう方が多くなってきているとか聞いております。自分たちが住む一番身近な組織が、行政区であります。そこに住む人たちが協力して、その地域を支え合う、助け合う組織であると思います。笠間市の行政区について、何点かお伺いいたします。

小項目1、行政区の現状について、まずお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 18番大関議員の御質問にお答えをいたします。

行政区の現状についてとの御質問でございます。本市の行政区は、行政と地域住民との連絡を密にすることにより、地域住民の利便性の向上と円滑な行政運営を実現するための組織として、重要な役割を担っていただいているものでございます。現在の行政区の数を申し上げますと、笠間地区には102の区があり、友部地区では139、岩間地区が69、合わせまして310の区で組織をしてございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 笠間市全体で310の行政区があり、笠間地区が102区、友部地区が139区、岩間地区が69区での構成となっているとのことであります。

それでは、行政区への加入率について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区への加入率でございますが、令和3年4月1日現在で

は全体で70.6%となっております。10年前の平成23年4月1日には、加入率が80.7%でございましたので、10.1%の減少をしてございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 岩間、友部、笠間、各地区での状況について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 地区別での加入率でございますが、同じ令和3年4月1日現在、笠間地区が84.7%、友部地区が65.3%、岩間地区が59.8%でございます。先ほど申し上げました、市全体の率の低下と同じように、各地区ともに減少傾向にございます。

この10年間の減少率を各地区それぞれ見てみますと、笠間地区が6.6%の減、友部地区が11.3%の減、岩間地区が10.8%の減という状況でございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、加入率の問題ありました。平均で10%近く加入率が下がっているというようなことであります。加入率のカウントの基準について何なのか、各地域の世帯数をどのように算定されているのか、基準についてお伺いいたします。

実は、私の住んでいる岩間地区が、加入率が高いと思っておりました。それなので、一番低いということの御答弁で驚いております。基準について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区加入率の算定の方法でございますが、各行政区から市へ加入の世帯数を御報告いただきます。この実際の加入数と、私ども住民基本台帳に登録のある各区の世帯数の割合によりまして加入率を算出してございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そのカウントの仕方で大分変わってくるのではないかなというふうに思われます。例を取ると、世帯数の中で、親が福祉を受けるために世帯を分けなければ福祉のものに補助が受けられない。要は、同じ世帯の中で親が別世帯、いわゆる世帯を別にしてしているというような家庭もございます。そうした場合は、それで2分の1違っちゃうわけでありまして。カウントについては、今、各行政区の区長のほうからいただいたものを算定しているというのが分かりました。

それでは、住民登録や世帯数はどのようになってきておりますか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 住民登録と世帯数についてでございますが、令和3年4月1日現在では、住民基本台帳人口が、市全体7万4,733人、世帯数が3万1,948世帯でございます。この10年間を見ますと、人口につきましては5,171人減少しておりますけれども、世帯数につきましては2,772世帯増加をしている状況にございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それは、やっぱりそういうような原因があるんじゃないかなというふうに思われます。笠間市全体では、行政区の加入率は10年間で10%の減少となっているということでもあります。

原因は何だと思われますか。お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 加入率減少の原因でございますが、なかなか難しいところがあるかと思えます。全国的には、例えば、会費の支払いや持ち回り等での役員の役割分担、あるいは各種イベント活動等への当番とか、家庭での家事、育児、介護の分担があること、近所付き合いに慣れておらずにストレスになるなどということが挙げられているようでございます。

また、少し古いデータではございますけれども、平成23年に本市が実施をいたしました行政区の課題に関するアンケート調査、この結果を見ますと、若い独身の方やアパート入居の方などが加入を希望していないこと、区費や入会時の負担金を払いたくないといった理由、それから、入ることでお付き合いが大変だと感じている、また、班長などの役割が負担だと感じているといったようなことが多く掲げられてございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） いろいろな理由があると思えます。行政区の構成について、お聞きしたいと思います。世帯数の多い区と少ない区について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区の構成世帯数の多い区、少ない区でございますけれども、先ほど申し上げました、市内310の区の中で200世帯以上の大規模の行政区は11区ございます。その中に400世帯を超えるような区も1区ございます。また、30世帯未満の小さな行政区は57区ございまして、10世帯未満の行政区も7区あるという状況でございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） それでは、各地区の行政区の平均はどのようになっているのか、また、市から見た行政区の理想の世帯数とはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） まず、地区ごとの行政区の平均の世帯数でございますけれども、笠間地区が86.7世帯、友部地区が71.3世帯、岩間地区が52.7世帯となっております。市全体では72.2世帯でございます。

それから、理想の世帯数との御質問でございますが、地域の実情は様々でございますので、なかなか一概に言えるものではなかろうかと思っておりますけれども、これも平成23年度に、区長会の役員の方々に構成いたします笠間市行政区制度検討委員会におきまして検討をいただきました結果によりますと、30世帯以上200世帯以内が望ましいという回答

をいただいております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） なかなか難しいと思います。笠間市全体310ある区の平均で72.2世帯というようなことであります。その辺のところは、区自体も、行政各地域の行政区の運営としてもそのぐらいのほうがいいんじゃないかなと、個人的にはそういうふう感じております。

次の質問に入ります。

小項目2、行政区の課題についてお伺いいたします。

行政区の課題については、世帯数の多い区と少ない区でも違いがあると思われま。市ではどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区の課題についての御質問でございます。

まず初めに、行政区と自治会、自治組織の違いについて御説明をさせていただきます。

行政区、本市のいわゆる区長会制度は、地域と行政をつなぐ組織でございます。市の規則に基づきまして市長が区長を委嘱しまして、市から地域住民の方々への情報の提供、反対に、地域住民の方々からの様々な御要望、御意見等を取りまとめていただきまして、市へ伝達するなど行政事務を担っていただいております。

一方、自治会でございますけれども、地縁に基づいた地域コミュニティとして、長年にわたり自主的に組織運営されてきた団体でございます。防災、防犯をはじめ、福祉や、あるいは環境美化活動など、多岐にわたる活動が団体ごとに行われてございます。

本来、機能としては別々でございますが、同じ区域、また同じ役員の方々で、二つの機能を合わせ持った形で運営されていることが多く、さらに地域によっては各種募金活動の行事なども併せて行われるケースもございます。

行政区の課題でございますが、冒頭、議員の御質問でも触れられておりましたけれども、高齢化、核家族化の進展、人々の生活スタイルや価値観が変化する中で、高齢世帯の方が区を抜けられたり、転入者の方が加入していただけないといったこと、そしてこれによる各種活動の担い手の不足、また、役員のなり手がいないことなどによりまして、行政区の活動自体に支障を来している、そういった区がございまして、これまでのような行政区活動が困難になっていくことが課題と考えてございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 各地区でいろいろな課題を持っていると推測されます。行政区では、自分の区で集会所を持っている、あるいは共同で持っている区があると聞いております。行政区の公民館としているところもあります。行政区で管理している集会所の数についてお伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区で管理をしている集会所の数の御質問でございますが、集会所の管理につきましては、ただいまお話がございましたように、自治組織の実情により様々でございます。行政区で管理をしている集会所あるいは公民館の数を申し上げますと、笠間地区が54か所、友部地区が59か所、岩間地区が55か所、合わせまして168か所となっております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 今、笠間地区で54、これは102区あるうち54、友部地区59か所、これは139区あるうち59、そして、岩間地区が55か所、これは69区あるうちの55か所であります。岩間地区の行政区では、55の行政区で集会所の設置数が見られ、8割を超える区で集会所あるいは公民館を管理しているのが分かりました。

各地域の集会所、公民館を行政区が建設する際には、その地区の世帯員が建設費を出し合って建設されております。新たにその地域の行政区に加入する場合は、建設費負担額を含めた加入金を求められている行政区もあると伺っております。このことも課題の一つであるのではと思われまます。転入の届出など、市の窓口に来られた方への行政区加入案内など、どのようにされているのかお伺いたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 市への転入者への加入の案内でございますが、転入手続の際に、市民課並びに市民窓口課におきまして、区長の連絡先を案内するほか、平成28年3月から区の加入を促進するためのパンフレットの配付を行ってまいりました。平成29年度からは、加入促進マニュアルを作成し、区長へと配付をしまして、未加入者の加入に向けた連携を行ってございます。また、転入者から行政区に関する詳細な説明を求められた場合には、総務課または支所地域課の職員が直接説明をしております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 窓口での対応は分かりました。

次の質問に入ります。

小項目3、行政区とごみ処理についてお伺いたします。

前の質問で、転入の届出などの際での行政区加入の案内についてはお伺いたしました。同時にごみの出し方の案内もされているものと思われまますが、どのように説明、案内をされているのか、窓口での対応についてお伺いたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 初めに、行政区とごみ処理の関係についてお答えさせていただきます。

家庭から排出されるごみや資源物に関しましては、市内の各地域に設置されている地域のごみ集積所を通じて市が収集し、処理を行っております。ごみ集積所の設置や管理につきましては、行政区や利用している地域の方々をお願いしているところでございます。

次に、転入の際のごみ出しに関する窓口での対応についてですが、転入手続の際に、環境保全課または各支所地域課の窓口において分別方法や出し方などを説明し、ごみ処理ハンドブックとごみの分け方、出し方を明示したポスター、資源物等を搬出するためのコンテナなどをお渡しし、集積所の利用については区長に相談していただくように御案内しているところでございます。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 各行政区では、ごみの集積所を指定しているのが主であると思われれます。そのとき、その地域の行政区に加入されればよいのだけれども、未加入の場合はどのように説明されるのか、指導されているのか、お伺いいたします。

行政区の集積所は、地主の協力を得て設置されているものであります。窓口での対応と状況について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 転入の際に、市民課においてチラシ等により、行政区加入の御案内をしておりますが、行政区へ加入するか、しないかは、その時点では確認ができないため、加入、未加入にかかわらず、ごみの出し方について御案内をさせていただきます。

ごみ集積所の利用については、まず第一に先ほど申しましたように、当該地区の区長に御相談していただくよう御案内しております。その後、行政区に加入しないことにより、地域のごみ集積所の利用ができないなど、未加入者からの相談があった場合には、利用者がごみ集積所の清掃管理などを担っていることを説明した上で、市が行政区との間に入り、課題解決に取り組んでまいることになります。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） なかなか難しい問題であろうと思います。行政区に未加入の場合、市が介入してどうのこうのというお話がありましたが、なかなかそれもどうなのかなというふうに考えられます。

今、私たちの行政区でも、ごみの問題を含め、区の在り方検討委員会を設置して協議しております。昨年8月に設置してから、これまで9回の会議を開いております。そこで一番の難題は、区を脱会された世帯員のごみ処理であります。行政区では、加入者全員から平等に区費を納めていただいて、地域行政区の運営を行っております。地区内の防犯と集会所の運営管理費、地域内の自治消防団後援会費など自主防災組織費なども含め、行政区内の安心安全にも結びついております。高齢で役員など受けられない世帯は、免除の規定などを設けてサポートするなど、ルールづくりをしているところであります。ごみ処理については、公平性を考慮し、集積所を利用してごみを出す場合は、区費相当分を協力していただくこととなりました。

行政区への加入とごみ処理については、まだまだ課題はあると考えられますが、市では

未加入世帯への対応をどのように考えているのか、また、どうしていくのか、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 市民生活部長金木雄治君。

○市民生活部長（金木雄治君） 行政区未加入世帯へのごみの出し方についての対応につきましては、笠間市区長会等に行政区未加入世帯についても、地域のごみ集積所が利用できるように、地域の御理解と御協力を依頼する考えでおります。

また、ごみ集積所を新設する場合の基準、10世帯以上の見直しを現在行っていることから、既存ごみ集積所のほかに新規ごみ集積所を設置しやすい環境を整えることや、市内に数か所、行政区未加入世帯が搬出できるようなごみ集積所の設置の有無を検討するなどの対応も考えておりますが、原則的には、地域住民と歩調を合わせて行政区に加入し、地域のごみ集積所を利用するのが望ましいと考えております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） そのとおりだと思います。地域の中にいるということは、昔から郷に入れば郷に従えというようなことわざもあると思います。地域の中でやっぱり一体感を持って一緒に生活していく、そういうものが大切であろうと思っております。

それでは、行政区未加入世帯の対応についてお伺いいたします。

行政区への加入促進策として、令和4年度より条例を制定されますが、どのように進められるのか、お伺いいたしたいと思えます。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区未加入世帯への対応について、条例の制定と進め方についての御質問でございますが、加入促進策の一つとしまして、今般、行政区への加入促進を図ることを目的とした条例制定を進めているところでございます。条例制定によりまして、市民、行政区そして市の役割を明確にし、共に支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、行政区への加入及び参加を促進してまいります。

市といたしましては、この条例制定を契機としまして、課題の解決に向けて、地域の皆様方と問題意識を共有しながら、有効な解決策を見出していきたいと考えているところでございます。

進め方でございますが、条例制定に当たりましては、区長との意見交換会やパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様の御意見を取り入れた条例が制定できるよう準備を進めてまいります。また、条例の施行時期につきましても、市民の皆様への周知期間を十分考慮をいたしまして、決定をしております。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 条例を制定されるというような形の中で、我々の中の説明は、まだ詳細には説明をされておられませんので、今定例会最終の全員協議会において説明されるというお話も聞いております。それらを精査してみたいというふうに思っております。

それでは次の質問に入ります。

小項目 5、行政区の今後についてお伺いいたします。

10年間で10%の減少となっている行政区であります。このことについては、地域住民と笠間市が一体となって考えるときであろうと思われまます。そこで、行政区の今後について、お伺いいたします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 行政区の今後についてとの御質問でございますが、地域を取り巻く環境が大きく変化をする中、今後ともきめ細やかな行政サービスを提供していくためには、市から地域住民の皆様方への情報提供と、それから御要望の収集をさらに進めていかなければならないと考えてございます。

これらの対策といたしましては、役員の皆さんの負担を軽減することや、現在行っている文書などによる情報の提供、また、御要望や御意見等、市へ伝達していただく方法の検討、その他、行政区の業務の見直しを行うことも必要と感じているところでございます。例えば、近年のDX、デジタル技術を取り入れた新たな手法も効果があるというふうに言われてございますので、先進事例等の調査研究を進めてまいりたいと考えております。また、行政区の統廃合を推進していくことも必要になるかとも考えてございます。

さらに、各種団体からの要請による募金、あるいは会費等の徴収などにつきましても、行政区を通して行われている、そういった実情がございますので、これについては、近く、市役所内部関係各課による協議を始めることとしてございます。

今後、これらの協議を含めまして、本来の行政区の役割を明確化していくことが必要でございまして、区長会とも連携をしながら、望ましい形の組織運営が構築できるように努めてまいります。

○議長（石松俊雄君） 大関久義君。

○18番（大関久義君） 確かに、そのとおりだと思います。各種募金の問題につきましては、以前にも質問をして何とかならないかというようなお話をした経緯がありますので、今後、各課で協議をしていただき、なるべく区長の負担にならないような、そういう運営の仕方を模索していただきたいと思います。

ごみの処理の問題、行政区の在り方など、身近な、大切なものばかりであります。課題も多く地域間での違いもあろうと思われまます。これからも一体となって取り組んでいただき、住んでよかったと思われる笠間づくりを目指していきたいと思われまます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石松俊雄君） 18番大関久義君の質問が終わりました。

散会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は全て終了です。

次の本会議は、明後日15日水曜日午前10時に開会をいたします。

本日はこれにて散会といたします。

午前11時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石松俊雄

署名議員 林田美代子

署名議員 田村泰之